

# 大阪医科薬科大学薬学部 生涯研修認定制度実施要領

(令和4年9月16日施行)

大阪医科薬科大学薬学部生涯研修認定制度実施要領（以下、「実施要領」という。）は、大阪医科薬科大学薬学部薬剤師生涯研修認定制度規程第15条に基づき、生涯研修認定制度の運営に必要な事項を定めるものとする。

## 1. 単位認定の対象となる研修

単位認定の対象となる研修は、次のとおりとする。

### (1) 集合研修

集合研修は、大阪医科薬科大学薬学部薬学生涯学習センター（以下、「センター」という。）及び2.に定める研修を実施する機関（以下、「研修実施機関」という。）が実施する講義形式の研修のこと。

### (2) 実践・実技研修

センター及び他の研修実施機関が実施する実践的な実習及び少人数形式での演習形式の研修のこと。

### (3) インターネット研修（同時配信による集合研修）

センターが実施する「公開教育講座」のインターネットでの同時配信による研修のこと。

### (4) 在宅研修システム（e-ラーニング講座）

薬剤師を対象としたe-ラーニングによる研修のこと。

### (5) 学会発表

2. (3)並びに本センターが認定した学会等での発表のこと。

### (6) 論文発表（査読審査付）

査読審査付の学会誌や学術雑誌などへの論文発表のこと。

### (7) 自己研修

自己研修は、学会あるいは小規模研修への参加あるいは自宅等で3.に関連する教材を用いた研修のこと。

## 2. 研修実施機関

研修実施機関とは、次のものをいう。

### (1) 日本薬剤師研修センターその他の認証機関

### (2) 国及び地方公共団体

### (3) 日本学術会議協力学術研究団体及びセンターがこれと同等と認めたもの

### (4) 医療薬事関係の公的又は公益的事業を行う機関や団体であって、センターが研修実施機関として適切であるとみと認めたもの

### (5) 国公立附属機関、国公立病院及び公的医療機関、国公立大学附属医療機関であって、センターが研修実施機関として適切であると認めたもの

### (6) その他、センターが認めた機関

## 3. 研修の内容

認定対象となる研修の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基礎薬学
- (2) 衛生・公衆衛生薬学
- (3) 医療薬学
- (4) 臨床薬学
- (5) 法令・制度
- (6) 医薬品開発・薬事行政
- (7) 生命医療倫理
- (8) 和漢医薬学
- (9) セルフメディケーション
- (10) 地域医療・在宅医療
- (11) 多職種連携
- (12) その他薬剤師業務を遂行するために必要な知識及び技能

#### 4. 研修の単位基準

- (1) 集合研修  
90分を1単位とし、1日4単位を上限とする。ただし、学会等で複数日にわたって行われる研修については、2日間6単位、3日間9単位を上限とする。なお、研修会に講師として参加した場合には、受講単位のほかに1単位を付加する。また、学会発表については、発表者の場合2単位、共同発表者の場合1単位とするが、1日の上限4単位、2日間の上限6単位、3日間の上限9単位は研修会の場合と同様とする。
- (2) 実践・実技研修  
120分につき1単位とする。
- (3) インターネット研修（同時配信による集合研修）  
90分につき1単位とする。
- (4) 在宅研修システム（e-ラーニング講座）  
90分につき1単位とする。
- (5) 学会発表  
発表者は2単位、共同発表者は1単位とする。
- (6) 論文発表（査読審査付）  
筆頭執筆者は5単位、共著者は2単位とする。
- (7) 自己研修  
自己研修の単位基準は、240分につき1単位とする。なお、研修時間の積算を認める。
- (8) 4. (5)、(6)の単位は、認定又は更新の申請1回につき合わせて10単位を上限とする。

#### 5. 単位シールの請求手続き

- (1) 集合研修、実践・実技研修、e-ラーニング研修又はインターネット研修の受講者は、センターが発行する単位シールの交付を受けることができる。
- (2) 以下の①～③について、申請者が必要な書類をセンターに提出することで単位交付

を請求することができる。提出された申請書をセンター運営委員会(以下、「委員会」という。)が審査のうえ、適当であると認めた場合に単位シールを交付する。

- ① 申請者が公共団体の研修会又は学会等に参加した場合は、センターに「受講単位交付申請書(自己研修)(様式第4号の1)」にて直接請求する。申請者は、「受講単位交付申請書(自己研修)」に「受講単位交付申請(自己研修)研修記録(様式第4号の2)」、研修及び学会の開催プログラム及び参加が確認できるもの(参加証又は参加費の領収書、あるいは受講証明証のいずれかの写し)、受講1回ごとにA4用紙200字程度でまとめた研修成果を添えてセンター宛てに郵送する。受講後1か月以内に請求する。また、単位シールの請求は整数単位で行うものとし、端数は切り捨てる。
  - ② 申請者が学会発表した場合、センターに「受講単位交付申請書(学会発表・論文発表)(様式第3号)」にて直接請求する。申請者が学会発表1回につき「受講単位交付申請書(学会発表・論文発表)」1通に学会発表が確認できるプログラムと抄録の写しを添付しセンター宛てに郵送する。なお、発表終了後1か月以内に請求する。
  - ③ 申請者が2.(3)に規定する学会発行の学術雑誌に論文発表した場合、センターに「受講単位交付申請書(学会発表・論文発表)(様式第3号)」にて直接請求する。申請者は、論文発表1回につき「受講単位交付申請書(学会発表・論文発表)」1通に論文の別刷又は写しを添付しセンター宛てに郵送する。
- (3) センターは5.(2)による提出書類を審査の上、申請者に対して「受講単位請求書の受理書」とともに単位シールを送付する。

## 6. 研修の記録及び単位修得証明

### (1) 認定薬剤師研修手帳

研修の記録は、センターが発行する「認定薬剤師研修手帳」(以下、「研修手帳」という。)に単位シールを貼付することにより行う。なお、研修手帳は有料とし、原則として認定毎に新しい研修手帳を使用する。

### (2) 単位修得の証明

研修認定を受けようとする者の単位修得証明は、単位シールを貼付した研修手帳により行う。

## 7. 生涯研修認定薬剤師の認定手続き

- (1) 生涯研修認定薬剤師(以下、「認定薬剤師」という。)として最初の認定を受けるために必要な単位数は40単位以上(センターに申請する場合には、センター発行の単位を10単位以上修得していること)とし、最初の認定を受けるための研修期間は、最初に単位を修得した日より起算し4年以内とする。ただし、毎年5単位以上を修得しているものとする。
- (2) 申請手続きは、最初に認定を受けるために必要な単位を修得できた時点から1か月以内に、また更新においては認定期間満了日後1か月以内に行う。
- (3) 同一研修会の重複受講による単位修得は、累積単位として認めない。

(4) 7. (1)の要件を満たした者は、センターに次の申請書類の提出及び所定の審査料(別表1)の納付を行う。

- ① 「認定薬剤師証申請書(新規・更新)(様式第1号)」
- ② 研修手帳又はこれと同等の履修記録
- ③ 履歴書(様式第2号)
- ④ 薬剤師免許証の写し

認定の日付は原則として申請書面上の申請日とし、次回の更新(3年後)はこの日から起算する。なお、申請日以前に修得した単位は、次回更新の際の単位には充当されない。

(5) 委員会は、提出された「認定薬剤師証申請書(新規・更新)」の記載内容を審査の上、研修認定薬剤師として認定が認められた者について記録し、「認定薬剤師証」を交付する。

(6) 7. (1)において、大阪医科薬科大学薬学部生涯研修認定薬剤師認定基準の第4項に定める特別な事由により所定の単位を修得できない者については、期間の延長を認める。

#### 8. 生涯研修認定薬剤師の更新手続き

(1) 2回目以降の認定を受ける場合には、3年毎に更新を受けるものとする。

(2) 更新認定に必要な単位数は、30単位以上(センターに更新申請をする場合には、センター発行の単位を10単位以上修得していること)でなければならない。ただし、毎年5単位以上を修得しているものとする。

(3) 更新の申請手続きは、認定期間満了日後1か月以内に行う。

(4) 8. (2)の要件を満たした者は、センターに次の申請書類の提出及び所定の審査料(別表1)の納付を行う。

- ① 「認定薬剤師証申請書(新規・更新)(様式第1号)」
- ② 研修手帳又はこれと同等の履修記録
- ③ 前回は交付された認定薬剤師証の写し

(5) 委員会は、提出された「認定薬剤師証申請書(新規・更新)」の記載内容を審査の上、研修認定薬剤師として更新が認められた者について記録し、「認定薬剤師証」を交付する。

(6) 8. (2)において、大阪医科薬科大学薬学部生涯研修認定薬剤師認定基準の第4項に定める特別な事由により所定の単位を修得できない者については、期間の延長を認める。

#### 9. 認定薬剤師証の再交付手続き

(1) センターは、認定薬剤師が「認定薬剤師証」を汚損又は紛失した場合、あるいは氏名を変更した場合には再交付することができる。

(2) 前号の申請を行う場合は、センターに対して「認定薬剤師証再交付申請書」(様式第5号)を提出し、所定の手数料を納付する。

(3) センターは、提出された「認定薬剤師証再交付申請書」に基づき、再交付する。

#### 10. 研修記録の証明

研修手帳の紛失により研修記録が不明となった場合、センターは原則として当該記録の証明を行わない。

#### 11. 研修認定薬剤師の認定取消し

本学部で認定薬剤師として認定された後、次の各号のいずれかに該当する者は、センター運営委員会の議を経てその認定を取り消すことがある。

- (1) 日本国の薬剤師資格を喪失したとき。
- (2) 不正な方法で認定薬剤師証の交付を受けたことが判明したとき。
- (3) 薬剤師としての名誉を著しく汚す行為があると認められたとき。

#### 12. 審査料及び手数料

別表1の通りとする。

#### 13. 提出書類送付先及び申請料振込先

別表2の通りとする

#### 14. 広報

センターは認定対象の研修会等の開催について、以下の方法で告知する。

- (1) センターのホームページ
- (2) 本学部同窓会ホームページ及び同窓会報
- (3) 各種学術団体及び職能団体の機関誌

#### 15. 改廃

この実施要領の改廃は、センター運営委員会で行う。

### 附 則

この要領は、令和4年9月16日から施行する。

別表 1

審査料及び手数料

(1) 初回認定及び更新の際の審査料は、いずれも 1 万円とする。

(2) 再交付の際の手数料は、3 千円とする。

上記の審査料及び手数料には、別途消費税が必要。

別表 2

提出書類送付先及び申請料振込先

提出書類送付先

〒569-1094 大阪府高槻市奈佐原 4 丁目 20 番 1 号

大阪医科薬科大学薬学部 薬学生涯学習センター

申請料振込先

三井住友銀行 高槻支店 普通預金 2212396

学校法人 大阪医科薬科大学 ガク) オオサカイカヤッカダイガク